

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や
“雇い止めなどによる離職”(特定理由離職者)をされた方へ

国民健康保険税軽減のお知らせ

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方に対し、在職中に負担されていた医療保険と同程度の負担で国民健康保険に加入いただけるよう、国民健康保険税を軽減する制度があります。(※軽減を受けるためには申告が必要です)

対象者

「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」をお持ちの方で、
次の2つの要件全てを満たす方

①離職理由が「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する方

②離職時の年齢が64歳以下の方

※対象者の確認についてはチラシ裏面の《確認方法》をご覧ください

※雇用保険の失業給付を受ける方以外は対象となりません

※「特例受給資格者証」「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は対象となりません

軽減概要

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定します

(例:令和8年度の税額は令和7年1~12月の所得等により算定)

前年の給与所得を30/100とみなして算定することにより国保税を軽減します

※給与所得以外は軽減されません

※給与所得金額によっては国保税額に影響しない場合もあります

軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで

※雇用保険の失業給付等を受ける期間とは異なります

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、社会保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します

ただし、軽減対象期間内に国民健康保険へ再加入し、新たな雇用保険の受給資格を生じていなければ引き続き軽減を受けることができます。その場合は、再度、申告が必要です

申告方法

軽減を受けるためには申告が必要です

上記の対象者に該当する場合は、電子申告または次のものをご持参のうえ、本庁税務課または各総合支所市民福祉課で申告してください

〈申告に必要なもの〉・雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知

電子申告

電子申告希望の方は次の二次元コードを読み取り、専用入力フォームより申告願います



(専用入力フォームへ遷移します)

申告内容や添付画像内容によってはお問い合わせすることもございますので、「電話番号」、「メールアドレス」はお間違いのないよう入力願います。

【お問合せ先】

大崎市総務部税務課国民健康保険税担当 本庁舎2階南側 0229-23-5147 (直通)

松山総合支所市民福祉課 0229-55-2114

三本木総合支所市民福祉課 0229-52-2114

鹿島台総合支所市民福祉課 0229-56-7114

岩出山総合支所市民福祉課 0229-72-1212

鳴子総合支所市民福祉課 0229-82-3131

田尻総合支所市民福祉課 0229-38-1155

**国民健康保険税軽減対象者(特定受給資格者・特定理由離職者)
確認方法について**

この軽減措置の対象となる方は「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」をお持ちの方のうち、次の2項目全ての要件を満たしている方です。該当する場合は申告してください。

- 「5.離職時年齢」が 64歳以下の方
- 「12.離職理由」のコード番号が, 11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34 の方

《 確 認 方 法 》

「雇用保険受給資格者証」第1面をご覧ください

(見本)		雇用保険受給資格者証			(第1面)
1. 支給番号	2. 氏名				
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限	
16. 求職申込年月日		17. 認定日		18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名					
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			
安定所連絡メッセージ1					
安定所連絡メッセージ2					
管轄公共職業安定所又は 管轄地方運輸局所在地				公共職業安定所長	
電話番号		交付 年 月 日			

(見本)		雇用保険受給資格通知			
個人番号登録有無		住居所管轄安定所			
1. 支給番号	2. 氏名	3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号	雇用形態	8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限

※「特例受給資格者証」「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は今回の軽減には該当しません。ご了承ください。